

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下、「会社」という。）に雇用され、大工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、C所在の戸建て住宅新築工事現場において、釘打機のトリガーを握ったまま移動した際、トリガーを引いてしまい、ピストンが左足にあたり負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し、「左足関節開放骨折」（以下「本件傷病」という。）等と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、左足関節の機能障害及び左足首周辺の痺れや疼痛等の神経症状が残存している旨主張しているので、以下検討する。

(2) E医師作成の平成○年○月○日付け診断書には、請求人の足関節の運動範囲について、健側である右足関節は、底屈40°背屈20°に対して、患側である左足関節は、底屈40°背屈5°と記載されており、これによれば、請求人の左足関節の可動域は健側の可動域角度の4分の3以下に制限されていることとなるが、一方で、F医師は、平成○年○月○日測定の関節運動測定表において、健側(右)屈曲(底屈)60°伸展(背屈)10°領域70°に対して、患側(左)屈曲(底屈)50°伸展(背屈)5°領域55°と所見しており、請求人の左足関節の可動域は健側の可動域角度の4分の3以下には制限されていないとしている。

この点、請求人は、平成○年○月○日付け聴取書において、「労災の医師に診てもらったが、足首が動かないのに無理に押されて角度を測られた。」と述べ、F医師の測定結果に異議を申し立てているものの、請求人の主張も踏まえ審査官が鑑定を依頼したG医師は、同日付けの意見書において、要旨、「左足関節の背屈60°(70°)底屈5°(15°)であり、4分の3以下の可動域制限は認められない。」と述べており、当審査会においても、各医師の可動域角度の測定結果等一件資料を精査したが、請求人の左足関節の可動域は健側の可動域角度の4分の3以下に制限されているものとは認められず、したがって、請求人の左足関節の機能障害については、障害等級には該当しないものと判断する。

なお、請求人は、関節可動域の測定について、我慢できない痛みが生じていたにもかかわらず、他動で測定を行ったのは問題であり、自動により行うべきである旨主張しているが、関節可動域の測定は、決定書に説示するとおり、原則他動運動によることとされており、請求人の場合は、他動運動による測定値を採用することが適切でないと医学的に認められる事情はなく、請求人の主張は採用できない。

- (3) 請求人は、要旨、「症状固定とされた段階でも、左足関節はうまく動かず、足首から甲や指先にかけて痺れがあり、足首に痛みがある。脛の辺りも触ると痛い感じがある。痺れが広い範囲にある。」と述べているが、E医師は、要旨、「創の部分を中心に運動痛、圧痛があり、足関節～足部前面の知覚鈍麻が存在している。」と述べ、さらに、F医師は、骨萎縮は認められず、(左)足部前面に知覚障害を認めるとして、「局部に神経症状を残すものと認める。」と述べており、当審査会としても、請求人の左足部には知覚鈍麻及び疼痛が残存しているものと認められ、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級)に該当するものと判断する。

なお、請求人は、脛の痛み及び広範囲の痺れも主張しているが、請求人の主張を医学的に明らかとする資料は認められず、請求人の主張は採用することはできない。

- (4) 以上のことから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。